

# 特許事務所の日常業務に潜む著作権



会員 中川 信治

## 要 約

特許事務所の日常業務における著作権との関わりを①明細書に関する著作権の帰属、②セミナー講師活動、③所内での資料コピー、④事務所ホームページの作成、⑤所内で流す作業用BGMという5つの場面から検討した。弁理士法には著作物に関する権利が弁理士の業務であることが明記されている。このことは弁理士が著作権の専門家であることを対外的にアピールしているといえる。従って弁理士であれば、たとえ自分の業務として著作権関係を扱っていないとしても、日常業務の遂行における著作権との関わりには十分注意する必要がある。



利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。  
www.bunka.go.jp/jiyuriyo <sup>(1)</sup>

## 目次

1. はじめに
2. 特許事務所業務において著作権の問題が生じやすい場面
  - (1) 明細書に関する著作権の帰属
  - (2) セミナー講師活動
  - (3) 所内での資料コピー
  - (4) 事務所ホームページの作成
  - (5) 所内で流す作業用BGM
3. おわりに

### 1. はじめに

いま、この月刊「特許」を読んでいるのは、弁理士や知的財産を主要な業務として行なっている方が大半であろうと思います。しかし、知的財産のなかでも著作権関係を主要な業務とされている方はあまりいないのではないのでしょうか。

私は平成28年度(2016年度)までの6年間、日本弁理士会の著作権委員会に在籍しました。著作権委員会への参加を希望する方は、弁理士の中でも特に著作権関連業務に関心を持っている方だろうと思われるのですが、その委員でさえ、多くは著作権関連業務を行なっているとしても、意匠や商標の業務に付随して著作権の業務も行なう、または知的財産全般の顧問を引き受けているのでその一環として著作権に関する質問も受けている、といった他の業務のついでに著作権関

連の業務も扱っている程度でした。

さらには著作権とは業務上の関わりを持っていない委員もかなり在籍していました。話は少し脱線しますが、業務として著作権を扱っていないにも関わらず著作権委員会に在籍していた委員のなかには、音楽やアニメといったコンテンツ、すなわち著作物そのものに私的な興味があったからという方が少なからずいました。これをもし特許委員会に置き換えると、特許の業務は特段行っていないが、個人的に発明することが趣味だから特許委員会に参加した、という委員が少なからず存在する、といった状態に相当するのでしょうか。著作権委員会を構成する委員の特殊性が窺い知れるでしょう。

一方、弁理士法における著作権関連業務の位置づけについて見てみると、平成12年(2000年)に行なわれた弁理士法の全面的な改正で、弁理士が行なうことができる業務として著作物に関する権利(以下、広義の意味で「著作権」と記載します。)について、契約代理業務などを行えることが同法第4条3項に明記されました。またその後の平成17年(2005年)の法改正では、同法第4条2項2号の対象に著作権が追加され、特許等の事件同様、弁理士が業務として著作権の事件に関する和解・仲裁などの裁判外紛争解決手続を行なえることも明記されるに至りました。ただし、弁理士法における著作権業務は標榜業務としての位置づけです。つまり同法第4条1項に規定する特許等の出願代等理業務である独占業務(中心的業務)を行なうにあたって、付随して行なわれる周辺業務とされていま

す。このような弁理士法における著作権業務の位置づけは先に述べた弁理士の著作権に関する業務実体とも妙に符合しているように感じます。

とはいえ弁理士法において弁理士の取り扱う業務として著作権が明記された以上、『弁理士は著作権の専門家である』ことを対外的にアピールしているといえます。その結果、弁理士は著作権関係に関しては、一般的社会的な倫理規範に加えて、否応なく職業上の倫理規範も求められることとなります。

冒頭で、これを読んでいる弁理士などの方で著作権関係を主要な業務とされている方はあまりいないと述べました。しかし特許事務所で業務を行なうにあたっては、他人の著作物を利用することも多いので、著作権の問題は頻繁に生じます。いうなれば著作権は弁理士の日常業務にマイナスの形で関与してきます。

もし弁理士が著作権法違反で訴えられた場合、ご自身の業務としては著作権を扱っていなかったとしても、対外的には弁理士（という資格）は著作権の専門家であることをアピールしている以上、残念ながら「知らなかった」では済ませられません。

## 2. 特許事務所業務において著作権の問題が生じやすい場面

以下、特許事務所での業務を行なうにあたって、著作権の問題が生じやすい具体的な場面を概説します。なお、以下に出てくる事例は仮想事例であり、皆さんのまわりで似たような事例を見聞きしていたとしても、本事例とは一切関係ないことをお断りするとともに、実際に著作権侵害の争いが生じたとき、その当否判断は個別具体的な検討を要することを念のため申し添えます。

### (1) 明細書に関する著作権の帰属

明細書の著作物性については、色々と議論のあるところですが、詳しくは本号別稿の脇坂祐子氏「日常業務の中で考える著作権の素朴な疑問 ～ここに著作権があるのか、ないのか～」で解説されているのでこちらに譲ります。ここでは明細書には著作物性があるとして話を進めます。明細書に著作物性が認められるならば、その明細書には著作権が発生します（無方式主義：著作権法第17条2項、ベルヌ条約第5条2項）。この場合、問題になってくるのはその著作権が誰に帰属するのかです。争いが発生しそうな状況として、次

のような仮想事例が想定できます。

### (仮想事例その1)

クライアント A は、自社商品 X に関する一連の発明について特許事務所 B に特許出願を依頼しており、同事務所所長の弁理士 B1 が代理していた（出願 X1, 出願 X2）。ところがクライアント A は、あることをきっかけに弁理士 B1 が信用できなくなり、特許事務所 B への依頼をやめて以後自社の特許出願を特許事務所 C に依頼することとした。特許事務所 C の弁理士 C1 は、X の改良発明である特許出願書類 X3 を作成するにあたって、改良発明の箇所以外の記述をクライアント A の出願である出願 X1 や出願 X2 の記述を参考にして、と言うよりかなりの部分について出願 X1 や出願 X2 の公開特許公報からコピー & ペーストして出願 X3 を作成し、出願した。ところが出願 X3 の公開特許公報が発行された時点で、弁理士 B1 から、出願 X3 の明細書の記載は弁理士 B1 が権利を有する出願 X1 および出願 X2 の明細書に基づく著作権の侵害であると訴えられた。

### (仮想事例その2)

クライアント A は、自社商品 X に関する一連の発明について特許事務所 B に特許出願を依頼しており、同事務所所長の弁理士 B1 の命を受けて勤務弁理士 B2 が代理していた（出願 X1, 出願 X2）。ところが勤務弁理士 B2 は、あることで所長弁理士 B1 と対立し、特許事務所 B を退職して独立した。独立にあたって（元）勤務弁理士 B2 は担当していたクライアント A から今後も依頼を受けることに成功した。弁理士 B2 は、X の改良発明である特許出願書類 X3 を作成するにあたって (ry)<sup>(2)</sup>

企業の発明者が発明を説明する何らかの書類を作成して特許事務所の勤務弁理士に提出し、これに基づき勤務弁理士が明細書を含む出願書類を完成させた場合に、明細書の著作権は、企業側、特許事務所側のどちらに帰属するのでしょうか。

発明者が基本文書を作成し、それに弁理士が手を加えて明細書を完成しても、ただちに「では、その明細書は発明者と弁理士の共同著作だね。」とはならないでしょう。明細書の著作権が誰に帰属するかは、明細書の作成過程によって異なってくると考えます。以下

では明細書の作成経緯が極端に異なる想定例 A と想定例 B を設定してそれぞれ検討します。なお、実際はこの両極端の想定例の間のようなケースも多いでしょうから、個別具体的な検討が必要です。

想定例 A では、発明者が、発明の実験結果や権利の欲しい範囲を箇条書きにした発明説明書を提出し、弁理士がこれに基づき文章を作成し、明細書を完成させたとします。

アイデアや事実の摘示には著作権は発生しません。アイデアや事実をどのように（例えば分かりやすいように）文章として表わしたかという点に発生します。つまりひとつのアイデア、ひとつの事実であっても、それをどのように表現するかは人それぞれなので、その点に著作物性が認められるということです。

その判断基準でこの想定例 A を検討すれば、実験結果を箇条書きにただけということは、実験結果という事実をそのまま記載したにすぎません。また欲しい権利範囲を正確に規定しようとする、そのことを表現する記述のバリエーションは極端に制限されません。

その一方、これら実験結果などに基づいて文章化する際には、いかようにでも表現しうるので（つまり表現に選択の余地がある）、それを作出する人間の個性が表われるといえます。よって想定例 A での明細書の著作権は特許事務所側に発生します。

想定例 B として、発明者が明細書のほとんどの文章を記載した明細書案を作成して弁理士に提出し、弁理士は書式を整えたり、「または」をマーカッシュ形式に変更したり、「…以下説明するが、本発明は以下の様態のみに限定されるものではない。」といった、権利を限定的に解釈されないために、特許明細書ではお決まりのフレーズを追加したような修正を加えたとします。

権利を限定解釈されないために文章の修正を行なうのは弁理士としての腕の見せ所ですが、修正の方法がたとえば「～からなる」を「～を含む」に変えたとか、修正後の文章が、一般の文章にはあまり使われないような表現であっても特許の業界では汎用の表現だったような場合には著作権は発生しません。よって想定例 B での明細書の著作権は企業側に発生します。

誤解のないよう付言すれば、想定例 B で特許事務所側に著作権が発生しないとしても、そのことは弁理士の能力とは全く関係ありません。企業側発明者がある

程度しっかりした明細書案を書いてきたときには、その明細書案から不要な限定解釈をされないようにする、特許請求範囲の限定補正のとっかかりを作るための修正を加える、といったことが弁理士の仕事だと考えます。そのとき、修正に使う表現が紋切り型であっても全く問題はありません。むしろそのような修正にあたって著作権が発生するようなオリジナルな表現を使ってしまうと、かえって内容不明瞭になるおそれさえあります。

さらに発明者もある程度の文章の明細書案を提出したが、弁理士もその文章に大幅な修正を加えたような場合は共同著作になるでしょう。

明細書の著作権が特許事務所側と企業側のどちらに発生するかが決まれば、次は内部帰属の問題です。明細書の著作権が特許事務所側に発生するとして、特許事務所内部として、所長弁理士と担当した勤務弁理士のどちらに帰属するか検討します。

著作権法には職務著作の規定があります（著作権法第 15 条）。職務著作の要件を満たした場合、著作権は実際に著作を行なった者ではなく、原始的にその使用者に帰属することになります。職務著作が成立する要件は次の通りです。（ただしプログラムの著作物を除く。）

- ① 使用者の発意に基づくこと
- ② 使用者が自己の著作の名義の下に公表すること
- ③ 勤務規則などに別段の定めがないこと

なお、職務著作が成立する要件としては、上記要件に加えて、作成者が使用者の業務に従事する者であること、職務上作成したものであることを要しますが、特許事務所の勤務弁理士が業務の一環で作成したものとすると本案の想定例では、この点は問題ないでしょう。

ここでは③の特段の定めはなかったとします。①の使用者には会社などの法人だけでなく個人も含まれるとされています。よって特許法人のみならず、個人事務所の所長であっても使用者といえます。また特許事務所で業務として勤務弁理士が明細書を作成しているので、その作成が①使用者の発意に基づく点には問題ないでしょう。

次に②について検討しましょう。職務著作の成立要件として②が求められているのは、自己の著作物であれば、著作者人格権のひとつである氏名表示権（著作

権法第 19 条) が行使できるにも拘わらず、あえてその権利を行使しないのであれば、その著作者に法的保護を与える必要もないため、とする考え方があります。<sup>③</sup>特許出願書類の場合、弁理士が自己の名を記載できる欄は代理人の欄しかなく、明細書自体に著者として自己の名を記名することはありません。そうすると先の考え方からは、実際に明細書の作成を担当した弁理士が代理人として自己の名称を(単独で、或いは所長弁理士を含む所内弁理士と併記して)記載した場合は職務著作が成立せず、逆に、代理人としては自己の名前を出さず、所長弁理士名のみ記載されていたような場合には職務著作が成立するのではないかと思われる。

最後に明細書の著作権が企業側に発生した場合に、発明者と雇い先企業のどちらに帰属するかの内部問題が残ります。特許出願書類には発明者を記載する発明者欄もあれば、雇い先企業名を記載する出願人欄もあり、両者とも必須記載事項であることから、このケースで著作権がどちらに帰属するのかは正直よく分かりません。ただし、発明者と雇い先企業で、ある特許発明について問題になるときは、その特許発明に係る著作権がどちらに帰属するのかが大きな問題であるため、特許明細書における著作権の帰属はあまり問題にならないだろうと思います。

## (2) セミナー講師活動

特許事務所に勤める弁理士の場合、クライアント企業の社内研修など、様々な場面で知的財産に関するセミナー講師を引き受けることもあろうかと思えます。セミナーを行なうにあたってはそのセミナーで使用する資料を作成する必要に迫られます。ただし、実務家である弁理士に求められるセミナーでは、現行の知的財産法制度の矛盾を突いて画期的な自説を展開する、といった大学の研究者が行なうようなセミナーではなく、現行の法令を実際に運用するにあたって、判例、審査基準或いは有力学説ではどのように解釈しているかを分かりやすく解説するタイプのセミナーが多いかと思えます。

このため、セミナー資料の作成にあたっては、いきおい他人(裁判所や行政機関含む)の論述を引用することが多くなってしまわないでしょうか。他人の論述を無断引用する場合、著作権侵害の問題が生じないように正しい方法で行なう必要があります。

まず、著作権法第 13 条では、次の著作物は、権利の目的とならないとされています。

- ① 法令
- ② 国などの機関による告示、訓令、通達など
- ③ 裁判所の判決や審判、裁定など
- ④ 上記の翻訳物や編集物のうち、国等が作成したもの

特許審査基準などは上記②の「など」に該当すると考えられます。したがって、判例や審査基準の紹介ばかりのセミナーであれば、受講者が眠くなるといった問題はさておき、資料作成においては著作権法上の問題は発生しません。

判例等に加えて、著名な学者が執筆した論文や参考書からの引用も行なう場合は、著作権法第 32 条に規定されるとおり、公正な慣行に合致し、かつ引用の目的上正当な範囲内で行なう必要があります。

公正な慣行に合致し、かつ正当な範囲内の引用といえる実務的な指針として有名な「パロディモンタージュ写真事件」(最高裁第三小法廷 判決 昭和 51(オ) 923 昭和 55.3.28) で示された判断基準を挙げることができます。同判例では、公正な慣行に合致し、かつ正当な範囲内の引用といえるためには以下の要件を満たす必要があると判示しています。

- ① [明瞭区分性] 引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識できること

② [主従関係] 引用する側の著作物が主、引用される側の著作物が従の関係があると認められること  
したがって、[明瞭区分性]の要件からは、学者の論文等を引用するときは、まず引用箇所について、独立したブロック単位とする、フォントを変える、背景の色を変えるなどの方法によって、どこからどこまでがその論文の引用であるかをぱっと見ただけで分かるようにするとともに、出典を明示することが必要です。

さらに[主従関係]の要件からは、セミナーが様々な学説等の引用“だけ”で構成されているような内容では、著作権法第 32 条の観点からは“従”ばかりで“主”のないセミナーとなってしまいうため、正当な引用といえるのかは疑問があります。セミナーとして一本筋の通ったテーマがあり、そのテーマに沿ったオリジナルな説明を展開するにあたって論拠を示す意味で学説などの引用をする、といった体裁でセミナー資料な

どを作成すると良いでしょう。

なお、上述のとおり上記①、②の基準は実務上広く利用されている要件ではありますが、上記①、②の基準を使わずに「引用としての利用に当たるか否かの判断においては、他人の著作物を利用する側の利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などが総合考慮されなければならない。」とした判決もあります。<sup>(4)</sup>

この他、セミナー講師活動については、同じ内容のセミナーを時間や場所を変えて、“異なる講師”が行なう場合にも著作権上の問題が発生します。

オリジナルな内容のセミナーを行なった場合、セミナー自体もそのセミナーのために作成した資料も著作物として保護を受けます。したがって、そのセミナーが大変好評で、是非他の地域でも、という要請を受けたようなケースにおいて、同じ資料を流用して資料作成者とは“別の”人間が同じ内容のセミナーを行なう場合には、当然資料作成者の許諾を得る必要があります。

この問題は、最初にセミナーを行なったセミナー資料作成者と、後にセミナーを行う者が同一の組織に属している場合に起こりがちです。それでも最初の講師担当者との講師担当者が“同時期に”同じ組織に属している場合は、セミナー資料作成者からの許諾を得やすいことが多いので、問題は起こりにくいでしょう。問題となりやすいのは、最初のセミナーの講師担当がその組織から離脱したため、セミナー資料作成者に再度のセミナー講師をお願いすることが難しくなり、別の人に講師をお願いする、といった“異なる時期に”同じ組織に属していたケースです。

さらに資料作成者はそのセミナー資料について著作者人格権の一つである同一性保持権（著作権法第20条）を有しています。このため、例えば最初のセミナーの後に法改正があったので、資料の一部をその法改正に沿った内容に変更したような場合は、セミナー資料を使わせて貰う許諾とは別に、内容変更の許諾を得る必要があります。

なお、著作者人格権は一身専属の権利で譲渡することができません（著作権法第59条）。よって先のケースで、仮に最初のセミナー講師からセミナーに関する全ての著作権の譲渡を受けていたとしても、その内容を改変する場合は、セミナー資料作成者の許諾が必要

ということになります。例外的に職務著作に該当する場合には、原始的に使用者にその著作物についての著作権が発生するので、無断改変でも問題ありません。

### （3） 所内での資料コピー

会社の日常業務における著作権侵害を説明する際によく出される事例ですが、朝礼ミーティングの資料として、その日の朝刊の一部をコピーして社員に配布する行為は、その朝刊記事の著作権侵害になります。もちろんこのことは特許業務法人のみならず法人化していない特許事務所でも当てはまります。さらに、資料のコピー、FAXやEメールを使ったクライアントへの提供などだけでなく、棚の収納スペース確保のため、古い雑誌を破棄して必要事項だけをPDF化して電子的に保存する行為も、著作権のうち複製権（著作権法第21条）侵害にあたります。また紙媒体の資料のみならず、インターネット検索で見つけたブログ記事などを事務所資料としてプリントアウトすることも複製権侵害になります。

複製権侵害を検討するロジックは、特許権侵害のロジックとは少し異なる点に留意が必要です。著作物をコピー、すなわち有形的に複製（著作権法第2条1項14号）すれば、それは全て著作物を複製行為によって利用したということになります。そこにはその複製行為が「業として」なのか「個人的に」なのかなどの事情は問いません。その上で公益性など見地から一定の事情がある場合は、例外的に権利が制限されるというロジックになっています。

その権利制限規定のなかで最も代表的なのが著作権法第30条の「私的使用のための複製」です。そのようなロジックに当てはめて考えると、事務所業務としての資料コピーは、「私的使用のための複製」を含めて、どの権利制限規定にも該当しないので、原則通り複製によって無断で著作物を利用したのだから、複製権侵害を構成するということになります。

ただし、著作者が自分の著作物を他人に自由に使ってもらってよいという意向があるときに、文書によってはその著作者の意思が明記されている場合があります。特にインターネットのサイトでは、利用規約にそのページをプリントアウトできる条件を掲示していることが多いようです。話はまた脱線しますが、少し前にSNSで流行った、自撮り写真に「〇〇とデートなう。に使っていいよ」というコメントを付けた投稿を

するのも、自己の写真著作物（および自己の肖像）の自由利用を用途を限定した上で認める意思の明記とみることができそうです。

紙媒体の文書では、このような意思を示すマークとして、文化庁が提唱する「自由利用マーク」があります。この論文でも「要約」の欄のすぐ下を見ていただくと分かる通り、私の意思として「プリントアウト・コピー・無料配布」の自由利用マークを掲示しました。したがって、この論文は事務所業務の一環としても自由に複製することができます。

自由利用マークは現在のところ十分な周知がされているとはいえない状況です。そこで著作権の専門家を自負する弁理士ぐらいは、もし自分が執筆した論文などの著作物について自由利用の意思があるのであれば、このマークを普及させる意味でも、率先して自由利用マークを使いたいものです。

このような自由利用マークがない文書についても、事務所の業務としてコピーしたい場合は、著作権等管理事業法に基づいて登録された著作権等管理事業者に複製利用許諾を得ることで合法的にコピーができます。利用許諾契約のなかでも包括許諾契約を結べばコピーの回数を気にする必要もありません。ただし、それぞれの著作権等管理事業者によって取り扱う著作物が異なるため、その著作権等管理事業者が、コピーしたい著作物を扱っているかの確認が必須です。

#### （４）事務所ホームページの作成

最近、自所のホームページを持つ特許事務所が増えてきました。事務所ホームページを持つには、専門業者に外注するか、専用ソフトを使って（或いはHTMLを駆使して）自分で作成するかのいずれかであろうと思います。このとき外注でも自作でも著作権の問題が起りやすいので注意が必要です。

##### [外注の場合]

外注の場合、完成したホームページ全体の構成や、ホームページに使われている写真・イラストなどの画像が、外注業者オリジナルなものか、或いはオリジナルでない場合は、それを使用することに著作権上問題のないものかを確認しておく必要があります。特に個人事業者も多く存在するホームページ作成業界において、業者によっては著作権に対する意識が乏しく、WEB上にあった画像などを深く考えないで借用して

いるおそれもないとはいえません。

次に完成したホームページの著作権の帰属を明確にしておく必要があります。特に初期費用が格安である一方、月々の維持費用がかかってくる業者では、他の業者に乗り換えたときには、そのホームページに係る著作権の留保を理由にそのホームページに使用された素材を一切使わせないという場合もあります。もちろん諸費用が激安だったような事情があれば、業者が著作権を留保していてもやむを得ないこともあります。留意すべきは権利帰属を明確でないままにしておくことが後々の問題を引き起こしやすいということです。

##### [自作の場合]

事務所ホームページ自体を自作する場合であっても、そのホームページに掲載するイラストや写真などの素材は他人の作成したものを使用することが多いかと思います。WEB上ではイラスト・写真素材を無料で提供しているサイトも数多く存在しています。ただし無料の素材提供サイトの素材を使うときには注意が必要です。無料イラスト提供サイトだと思ってそのサイトのイラストを使っていたら、実は無料ではなく、後から法外な使用料を請求されたという事件も実際に起こっています。

無料素材提供サイトからの素材を使用するときは、そのサイトの利用規約を確認するのはもちろん、利用規約の部分をプリントアウトして保管しておくことが必要でしょう。さらに慎重を期すには、提供サイト側の利用規約の一方的な改変に備えて、プリントアウトした利用規約に公証役場で確定日付を付すとか、PDFファイル化してタイムスタンプを付与するなどの証拠を保持しておくなどの措置を取っておくことが好ましいでしょう。

一方、非常に多くのイラスト・写真が収録された有料の素材集も販売されており、最近では価格も低廉化してきました。よってリスク管理の観点からは、そのような有料素材集を使用するほうがかえって低コストかもしれません。ただしそのような素材集でも利用規約を十分確認し、その範囲内で使用する必要があります。

また事務所ホームページから知的財産に関する情報を発信することもあるでしょう。情報として他人の著作物を引用する場合には、上記「(2) セミナー講師活動」の欄で述べたのと同様、正当なやりかたで引用を

行なう必要があります。一点、ホームページにおける引用で特に指摘しておきたいのは、引用の明瞭区分性の要件に関し、HTML タグで引用を表わすタグを使用すべき、ということです。

ホームページを表示させるプログラムには、一般的に HTML (Hyper Text Markup Language) という言語が使われています。HTML には様々な種類のタグと呼ばれるものがあり、このタグによってホームページが作成されています。文章を表示させる最も代表的なタグに <p>～</p> というものがあります。文章が引用文章の場合でも、この <p>～</p> タグを使ってホームページ上にその文章を表示させることができない訳ではありません。しかし、<p>～</p> タグではその文章が引用文章かどうか分からないことから、正当な引用要件である[明瞭区分性]を満たさなくなるおそれがあります。このため HTML では、文章が引用であることを示すタグに <q>～</q> タグ (短いフレーズを引用するとき) や、<blockquote>～</blockquote> タグ (長い文章を引用するとき) が用意されています。これらの引用タグを使うと、引用タグで囲まれた箇所は引用された文章であることが明確になります。さらに引用の出典 (引用元) を示すタグとして <cite>～</cite> も用意されています。文章などを引用する際にはこれらのタグを使用すべきである点に留意する必要があります。

### (5) 所内で流す作業用 BGM

パソコンでの文書作成が普通になった近年の特許事務所における作業としては、所員が絶え間なくパソコンの前でパシャパシャ文字を打っていることも多いかと思えます。そこで作業の効率向上やストレス軽減のために、所内で作業用 BGM として市販の CD を流している事務所もあるのではないのでしょうか。市販 CD に収録されている音楽の著作権が有効に存続している場合、そのような行為が著作権的に問題がないか検討してみましょう。

まず、市販 CD から音楽を流す行為は、著作権法的には CD に収録された音楽を演奏する行為になります。CD から音楽を流すことを「演奏する」というのは、国語的意味からは違和感がありますが、著作権法においては「演奏」には著作物の演奏で録音されたものを再生することを含むと定義されています (著作権法第 2 条 7 項)。

ただし、演奏に関しては、上述した「複製」行為とは異なり、全ての演奏行為が著作物の利用になるわけではありません。演奏のうち、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的とするものが著作物の利用行為であり、そのような利用に対して著作権者は専有権を有しています (著作権法第 22 条)。ここで公衆とは一般的には不特定多数の集団を意味しますが、著作権法では「公衆」には特定かつ多数の者も含むと定義されています (著作権法第 2 条 5 項)。従って、著作権法にいう「公衆」には、不特定多数、不特定少数および特定多数の類型が含まれるとされています。

以上より、所内で市販 CD から音楽を流すのは、弁理士一人の個人事務所や所員が数人の事務所では問題ないですが、所員が数十人という大手特許事務所では、所員が特定多数の者に該当するので演奏権の侵害になる、という結論に至ります。特許権侵害の要件と並行に考えると、個人事務所だろうが大手事務所だろうが業務を行なう上で音楽を流すのだから、事務所規模で結論が異なるのはおかしい、と思われるかもしれませんが、特許権侵害では「業として」という点が要件であるのに対し、演奏権侵害では「業として」かどうかは問題ではなく、「公衆に直接見せ又は聞かせることを目的」にしているかどうかの問題になるという構成要件の違いに留意してください。<sup>6)</sup>

また話は脱線しますが、本稿を執筆している時点で、JASRAC (日本音楽著作権協会) が音楽教室への著作権使用料徴収の方針を表明し、一方の音楽教室の経営側がこの JASRAC の方針に反発していることがニュースになっています。ニュース等の情報によれば、互いに噛み合っていない主張の論点のひとつが、先生が生徒に対して (手本として) 演奏する、或いは生徒が先生に (練習として) 演奏するのが「公衆に」という関係性といえるのかどうかの点です。先生と生徒だけだと少数であることは間違いがないでしょうから、「公衆に」というのであれば、その関係性は「不特定」でなくてはならないですが、どう判断されるでしょうか。

反面、生徒は先生にレッスン料を納めているはずなので、音楽教室が「業として」の行為であることは間違いありません。しかし、上述の通り「業として」かどうかは演奏権侵害の構成要件ではありません。したがって、音楽教室はその音楽を使って利益を得ているのだから、その一部をその音楽を創った者に還元すべ

き、といったような主張は情緒的には訴えるものがあるかも知れませんが、法的評価としては的が外れています。(※注：執筆者個人の見解です。)

市販のCDからではなく、ラジオ放送を受信装置からそのまま流すのであれば、特許事務所の規模に関係なく作業用BGMとして流すことができます(著作権法第38条3項)。<sup>(6)</sup>

なお、インターネットラジオの放送には注意が必要です。インターネットラジオでの放送は、著作権法では「放送」とはいわず、「自動公衆送信」にあたります。つまり、インターネットラジオの放送は、著作権法第38条3項本文の「放送され、又は有線放送される著作物」に該当しないので、通常のラジオ放送のごとく、インターネットラジオならどの局の放送でも特許事務所の規模に関係なく作業用BGMとして流せる訳ではありません。

例外として著作権法第38条3項の括弧書きには、放送される著作物には「放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。」と規定されています。この括弧書き例外規定により、インターネットラジオのうち、通常のラジオと同時放送されている、つまりインターネットラジオからでなくとも、ラジオ受信機からでも同じ内容の放送を聞くことのできるインターネットラジオの放送に限っては、通常のラジオ放送と同様の権利制限が働くと解釈できます。

ただし、通常のラジオとの同時放送以外のインターネットラジオ局でも、そのリスナーが(店舗用BGMとったような)非営利の範囲を超えてその放送を利用するための著作権利用料を、放送局側で支払っているところもあります。放送を聴くのに聴取料が必要なインターネットラジオでは、局として著作権処理を行っている局が多いようです。そのようなインターネットラジオ放送局による放送(著作権法の用語では「放送する」ではなく「自動公衆送信させる」ですが)を流すのであれば、著作権法第38条3項の規定に関係なく著作権侵害になりません。作業用BGMとして使用したい場合には、契約するインターネットラジオ局の規約をよく確認しましょう。

### 3. おわりに

以上、特許事務所の日常業務で著作権問題が発生しそうな5つの場面を取り上げましたが、少しは著作権をたとえマイナスの意味であったとしても、身近に感

じていただけたでしょうか。本稿[1. はじめに]では、弁理士が対外的に著作権の専門家であることを、(少なくとも弁理士法において)アピールしている以上、著作権侵害行為に「知らなかった」では済ませられないと述べました。ただしこのことは、弁理士たるもの著作権については一般人よりも高いコンプライアンス(遵法意識)をもって、万に一つも著作権侵害を行なうことのないようにあらゆる予防措置を取るべきだ、と主張しているものではありません。もちろんそうするのであれば、それが著作権の専門家として正しい態度であることは否定しません。

あくまで個人的な意見ですが、無方式主義で権利の発生する著作権において、権利者が著作権侵害行為を発見したとして、それでも何ら権利行使を行なわない、すなわちその行為を(少なくとも暗黙で)容認するのであれば、形式的には著作権侵害に該当しても実質的に著作権侵害といえるのか疑問に思っています。すると特許事務所などが業務として行なう上で生じる著作権侵害への予防手段は、「著作権侵害、ダメ、ゼッタイ」といった、単純な善悪ではなく、むしろ業務を行なう上でのリスクマネジメントとして捉えてもいいのではないかと考えています。(もちろん一儲けするための著名著作物のデットコピーなどは論外ですが。)このような考えに賛同できない方もいると思いますが、著作権に関する問題を色々考えて自分の見解を確立する、というのも著作権の専門家としてあるべき態度ではないでしょうか。

最後まで読んでいただき誠にありがとうございます。この論文を“ココ”まで読んでいただいた方にお願ひがあります。本号は著作権の特集号です。そこで本号収録の他の論文もぜひ目を通していただければと思います。そして著作権の諸問題に少しでも関心を深めていただければ、この論文の役割は果たしたことになります。

#### (注釈、参考文献など)

- (1)自由利用マーク：著作物を創った人(著作者)が、自分の著作物を他人に自由に使ってもらってよいと考える場合に、その意思を表示するためのマーク(<http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/pamphlet.html>)
- (2)ry：「以下略」を意味するネットスラング
- (3)田村喜之「著作権法概説 第2版」p.832(有斐閣,2001年)
- (4)知財高裁H22(ネ)第10052号



- (5) この点は著作権法第 38 条の要件として「非営利」であることと混同しないように注意してください。著作権法第 38 条では、「公衆に直接見せ又は聞かせることを目的」としていても、非営利の場合は同条によって権利制限される規定であり、「公衆」に対する演奏であることが前提となっています。
- (6) 著作権法第 38 条 3 項はテレビ放映も対象とする権利制限規定ですが、特許事務所で就業中にテレビを流すことはなからうということでご言及していません。

(その他全体にわたる参考文献)

文化庁編「著作権法入門 2015-2016」(著作権情報センター, 2015 年)  
中山信行「著作権法」(有斐閣, 2007 年)  
加戸守行「著作権法逐条講義 六訂新版」(著作権情報センター, 2013 年)  
高林龍「標準著作権法」(有斐閣, 2010 年)

(原稿受領 2017. 9. 7)

日本弁理士会の  
**『特許出願等援助制度』**をご活用ください

～優れた発明・考案・意匠の創作を応援します～

**JPAA**  
Information

**特許出願等援助制度とは？**

有用な発明や考案、意匠の創作が、経済的な事情によって世の中に活用されることなく埋もれてしまうことがないように、日本弁理士会が必要とされる費用の全部又は一部を負担する制度です。

**援助対象者は？**

発明者や教育機関、中小企業等が対象です。

**援助の費用は？**

必要となる、弁理士の報酬、費用及び特許庁の手数料の合計を超えない範囲で負担します。

**援助の条件は？**

日本弁理士会が審査を行い援助の可否を決定します。(※詳細は右の「利用の流れ」)

**利用の流れ**

申請

↓

審査

↓

審査結果の通知

↓

援助が決定したら  
弁理士の選定

↓

契約

↓

援助の開始

特許出願等援助制度の詳細、申請書様式のダウンロードは日本弁理士会のホームページで

検 索